



コロナ後に目立つ消費者トラブル

こんなことが
あっています

1. ネットやスマホでの通販に注意しましょう

対応方法

- *健康食品や化粧品等の代金を指定口座に振り込んだが、届かない。
 - *1回のみのもつりが、毎月商品が届くシステムだった。
- 注：通信販売にはクーリングオフ制度はありません。

- ★注文前に必ず業者の住所、電話番号、返品条件などを確認しましょう。
- 「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化されました！
販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。
また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は申込みを取り消すことができるようになりました。
- 「詐欺的な定期購入商法」2022年6月1日施行

こんなことも

2. 子どものオンラインゲームの課金に注意しましょう

対応方法

- *消費生活センターに寄せられる20歳未満のオンラインゲームに関する相談が年々増えています。
- *小学生が半年で100万円ほど課金したという相談も発生しています。
- *未成年者がネット上で成人であるかの装った場合は返金に応じない業者もあります。

- ★クレジットカードはきちんと管理し、毎月の明細は必ずチェックしましょう。
 - ★事業者へ返金を断られても消費者ホットライン 188へ相談しましょう。
- 課金を行ったアカウントからプラットフォーム事業者にお問い合わせ、未成年による課金だったことを申し出る。断られたら消費生活相談窓口に相談をすると、助言やあせせん対応をしてくれます。



こんなことも

3. スマホでおかしな連絡が増えています

対応方法

- *「国税庁」や「警察庁」などから「重要なお知らせ」というメールがきたり、有名な芸能人から友達になりたいというメールがきたりしています。
- *スマホの料金未納というメールなどもよくあります。

- ★絶対にクリックしないようにしましょう。
- 内容を見ただけでも、スマホの番号等の個人情報抜き取られ、海外で売買される恐れがあります。



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全を守るお手伝いをしています。」

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL:092-947-9003 FAX:092-947-9192